



補聴器の購入費を助成します



令和5年11月版

<目的>

聴力機能の低下により日常生活に支障がある65歳以上の高齢者に補聴器の装用を推進することにより、聴力機能の低下に早期に対応し、社会参加や地域交流の促進を図り、認知症及びフレイルを予防するため、補聴器の購入に要する費用の一部を助成します。

<助成対象者>

次の①から④のすべてに該当する人

- ① 町内に住所を有する65歳以上の人
- ② 聴覚障がいに係る身体障害者手帳の交付を受けていない人
- ③ 耳鼻咽喉科の医師から補聴器の必要性を認める証明【医師意見書（町指定の様式）】を受けた人
※中等度難聴程度（医師の診断による例外あり）
- ④過去に助成金を受けたことがない人

<助成内容>

3万円を上限として、1人1回限り助成します。

- ・助成対象は、管理医療機器としての補聴器本体と付属品（集音器は対象外）
- ・両耳、片耳問わず上限は3万円
- ・診察料（受診・検査費用）、文書料、送料等は自己負担
- ・故障、修理、メンテナンス等は助成対象外

※申請前に購入されたものは助成対象外です。

※交付決定日から3カ月以内に補聴器を購入し、申請年度の3月31日までに町へ助成金の請求をしてください。

<問い合わせ先> 稲美町役場 健康福祉課 高齢福祉係

TEL：079-492-9137（直通） FAX：079-492-8030

<申請から助成までの流れ>

① 申請書を手りする

役場健康福祉課の窓口(新館 1 階)で、申請書等の必要書類を受け取ります。

② 耳鼻咽喉科を受診する

耳鼻咽喉科を受診し、医師から補聴器の使用の必要性を認められたときは、

【医師意見書(町指定の様式)】に記入を受けてください。

※診察料(受診・検査費用)、文書料、送料等は自己負担です。

※申請書の提出日の前3カ月以内に発行されたものに限ります。



③ 補聴器販売店で見積書を作成する

補聴器販売店で購入する補聴器を決定し、購入予定の補聴器の見積書を作成してもらってください。

※⑤の「交付決定通知書」が届くまでは補聴器を購入しないでください。

※購入予定の補聴器の型番がわかる書類(カタログ等)も受け取ってください。

④ 役場健康福祉課窓口で申請を行う

- 【必要なもの】
- ・申請書
 - ・②で記入を受けた医師意見書
 - ・③の見積書、型番がわかる書類(カタログ等)

⑤ 町から「交付決定通知書」が送付されます

⑥ 補聴器を購入する

③の補聴器販売店で補聴器を購入し、領収書を受け取ってください。

※宛名は申請者本人に限ります。

⑦ 助成金の請求を行う

町から送付された「助成金請求書」に領収書、補聴器の型番がわかる書類(保証書等)を添付し、役場健康福祉課に提出してください。

⑧ 町から申請者本人名義の指定口座に助成金が振り込まれます

<町内で診断できる医療機関>

・私立稲美中央病院 ☎ 079-492-3812

・大村耳鼻咽喉科医院 ☎ 079-496-5111

※町外の耳鼻咽喉科で診断を受ける場合も、当助成はご申請いただけます。